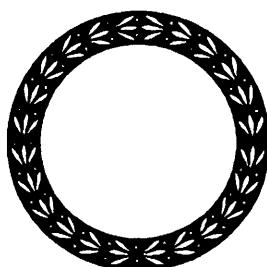


# 療護施設自治会全国ネットワーク SSKUあした 43

- ◆ 支援費制度で施設サービスはレベルアップされるか 小峰和守 1
  - ◆ 特定日常生活費等ガイドライン 全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員会 6
  - ◆ 「全身性障害者(施設入所者)ガイドヘルパー派遣事業」 ライフネットワーク「施設らくがき帳 No107」より 9
  - ◆ 第6回「療護施設と人権」シンポジウム&全国交流集会 伊藤崇博 11
  - ◆ 環境制御装置「ライフタクト」 15
  - ◆ 新聞記事より 17
- 秋田市議選、障害者施設長と職員を投票偽造容疑で逮捕  
電動車いす事故209件 歩行者としてルール厳守を  
NTTドコモ 携帯電話の障害者割引制度を実施



※ 発行が遅れましたことを深くお詫びいたします。※  
渋々「3ヶ月入院で退所」と記された契約書にサインして  
しまいました。毎日が褥創との闘いである私も、これから  
は無理もできないし、旅行もひかえなくてはなりません。  
生活の土台が大きく揺らぎはじめてしまったのを実感して  
います。いったい支援費制度とは何なのでしょうね。

相手の...メガネを手に入れる

# 支援費制度で施設サービスは レベルアップされるか

丹沢レンテンシャルホーム 小峰和洋

今年3月厚生労働省は「更生援護施設の設備及び運営に関する基準案」いわゆる「最低基準(案)」(以下『基準案』)を示し、それに対するパブリックコメントを求めていました。そこで『基準案』をもとに支援費制度で療護施設の施設サービスがどうなろうとしているのかを見ます。ただし、最低基準と言っても措置制度以来、現実の「(標準)基準」になっています。



## 変わらぬ職員比・とんでもない非常勤換算

まず職員数について。私達が昨年まとめたアンケート調査で、最も多くの

利用者が改善して欲しいところとして挙げたのは「職員数」で、46%の高率でした。

にも関わらず、「『基準案』」で示されたのは職員対入所者の人数比で1：2.2と、措置制度時代と、残念ながら、変わりませんでした。(38条 三イ『看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上』)

それどころか、今回、前述の条文に挿入された「常勤換算方式」によって職員の質が落ちるのではと心配になってきました。「常勤換算方式」とは非常勤職員の労働時間を常勤職員の人数へ換算する式で、例えば、常勤1名の労働時間が1ヶ月160時間と仮定すれば、非常勤職員(複数)の労働時間の総和が160時間になれば1名の常勤

職員数と換算するものです。はっきり言えば、常勤、非常勤に関わりなく同じ扱いをすると厚労省が出したお墨付きです。言葉を換えれば「介護職員なんて非常勤で十分だ、常勤よりも単価の安い非常勤を使いなさい」と勧めているのに等しいわけです。

しかも、非常勤職員の占める比率も大幅に認めて、24時間の勤務時間内に常に一人以上の常勤職員がいれば、残りは全員非常勤職員でいいとしています。(40条-5 身体障害者療護施設は、介護等を行うに当たっては、常に一人以上の常勤の介護職員を従事させなければならない。)

さらに、非常勤職員の資格についてもなにも触れられていません。居宅支援のヘルパーには資格を求めておきながら、施設の非常勤職員はヘルパーの資格すら不要なのです。

では、なぜ施設ではヘルパーの資格も不要な非常勤職員を増やそうするのでしょうか。バブルがはじけて以来の長期に渡る不景気で、国は数年前から施設の予算を削減してきました。その結果、施設は経営的に行き詰まってしまった。そこで、国は削減された予算でも施設の経営が成り立つようにと、非常勤職員を大幅に認めたわけです。安上がりな施設をめざした結果でもあります。

と言うわけで、これまでの非常勤職員は単なる雑務の担当や一時しのぎの

代用職員でしたが、今後は介護に大きく関わってきます。これからは非常勤職員の時代といえそうです。

非常勤職員によっては、卒業したての若い職員よりも手際良く作業をこなします、しかし、障害や人権に関する知識はそう多くないとおもわれます。すると以下のようなことが懸念されます、①利用者に対する暴言や嫌がらせ、虐待の増加、②介護技術の低下、③医療とのグレーゾーンの取り扱い困難さ、さらには、④常勤職員の仕事量が増大、⑤平日と夜間・土日曜で職員配置のアンバランスが拡大、です。

非常勤職員時代を乗り切るために、施設がこれらの懸念に対してどう教育するか、どう処遇するかが大きな課題となっています。デパートは大半の職員がパートか出向職員ですが、現代的な経営手腕で、きちんとした接客態度を保たせていますが、そんな経営手腕が施設にも求められているわけです。



### 『3ヶ月入院で退所』

皆様の契約書の中に退所条件として「3ヶ月以上入院したか、その見込みがある場合」という項目があるはずです。この条件は『基準案』の(入所者の入院期間中の取り扱い)から来ています。

措置制度でも、同様の規定がありましたが、市町村によっては、この条文を厳格な規定として実施したり、期限ぎりぎりで1日だけ退院してくるという、苦肉の策を用いてきたりして曖昧となっていました。しかし、支援費制度になりますと、残念ながら、より厳密に実施されるのではと心配しています。

昨年の段階では、入院すると、入院日数分だけ減額された支援費が施設に支払われるようになっていましたから、利用者一人が1ヶ月間入院すると施設は約40万円ほどの減収になると言わされてきました。そこで、自治会ネットとしても「利用者が入院中には最低限の施設維持費を支給し、退院後も元の施設に戻れるようにすべきだ」と言いつづけてきました。

その甲斐があったでしょうか、最新の規定では、入院中にも8割の支援費が出る(以前は0割)ように追加されていますし、また、入院中の空きベッドはショートステイに使ってもいいようにもなりました。こうして、利用者の入院による施設の減収も大幅に緩和されることになりました。ところが、肝心の『基準案』の『3ヶ月入院で退所』項目はなぜか、残されたままです。この項目が消えるまで、皆さんとともに声を出し続ける覚悟ですが、それまで皆様もくれぐれもご自愛ください。(入所者の入院期間中の取扱い)

第三十条 身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようしなければならない。



### 特定日常生活費（個人負担）

今回新たに「特定日常生活費」が設けられました。措置時代には曖昧だった施設負担と入所者個人負担の境界を明確に定めた制度です。が、はっきり言うと、利用者に負担を求める制度です。

この制度も、厚労省は「施設サービスの一部については利用者の負担でOKだ」とお墨付きを出したわけです。事の善悪は別に譲りますが、資金難に陥っていた施設が「常勤加算」とともにこの制度に飛びつくのも無理ないところです。厚労省のしたたかさに舌を巻いてしまいます。

今回、個人負担と認められたものは『入所者が施設を利用するか否かに関

わらず、日常生活において通常必要となるもの』で、具体的に例示されていたのは、①下着、寝間着等の被服、②歯ブラシ、化粧品、タオル等の日用品に係る費用、③入所者の事情により必要となる嗜好品・いわゆる贅沢品の購入、理美容代、私物の外部へのクリーニング代等、④施設が入所者の金銭の出納管理に係る便宜の供与を行う場合もこれに係る費用、⑤入所者が施設を利用するか否かに関わらず、日常生活において通常必要となるものです。

さらに、施設協が具体的な事例をガイドラインとして示しています(本誌6ページ以降参照)。その中で「支援費に含まれるもの」と「特定日常生活費としていいもの」の区別以外にも「特定日常生活費外として、徴収可能なもの」という理解できないものまで定めています。

ただし「個人負担」の実施状況は施設によってまちまちですから、きちんと定まったものではなく、試行中と言えるでしょう。ですから、まだまだ変更されるでしょうし、変更してもらうのも可能だと考えられます。ぜひ、皆様の自治会でも施設と話し合ってください。それ以外に出来る対応は、①算定基準をはっきりさせること、②変更があるときは利用者の承認を得ることだと考えられます。

話が逸れますが、特別養護老人ホームでも、介護保険法に伴うきめ細かな

個人負担を実施しています。ここでも、何時でも介護保険併合されてもかまわないような準備が着々と進んでいると聞れます。



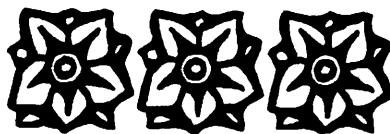
### 「居室の定員は、四人以下とすること」(『基準案』より)

雑居部屋解消を何年も前から訴えてきたのに、今回も改善されなかったのは残念です。

一方で、特別養護老人ホーム(以下『特養』)の場合はその位置付けを、「収容の場」から「暮らしの場」へと見直すことになり、二〇〇二年度以降新たに建設される特養は完全個室化することになりました。特養であれ療護であれ希望する利用者は個室に入居できるのが、ごくごく今日の常識でしょう。

ただし、特養の個室利用については利用者から居住費として自己負担とするという紐付き(ホテルコストと称している)です。ここでも利用者の負担を増やすことで、福祉予算削減していくとする国の方針が見え隠れしている。

幸い、支援費制度ではホテルコストは認められていませんが、この先、特養と同様に個室化とホテルコストの刺し違えにならないとも限りません。



## 地域移行への取り組み

『基準案』では、施設は『入所者に対して（ホームヘルパーを利用して）居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。』さらに『できると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。』と定めています。

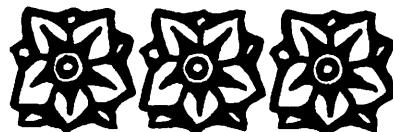
さらに、「退所時特別支援加算」が創設され、地域生活に移行する際に施設において行われた相談支援及び訪問指導に対する加算として二万二千円が支給されることになりました。

加えて、療護施設のサービス評価基準のチェック項目にも『(地域移行するための) 支援プログラムが用意されている。』とあります。

以上を見る限りでは、施設のサービスとしていよいよ地域移行の取り組みが始まるとも考えられます。

ただし、前述の通り「非常勤職員の時代」に人的に可能かという疑問の方が勝ってしまいます。そのためか、以

下は杞憂であって欲しいのですが、前述の『基準案』の条文も捉えようでは「居宅可能か否かを施設が検討し、認められた入所者に支援を行うとあり、この条文を楯に、地域移行を望まないのに認められた入所者を強制退所させるのではないか、例えば自立と介護認定を受けた特別養護老人ホーム入所者に退所を迫ったように。また逆に、地域移行を望むのに認められない入所者は支援を受けられない」のかとも心配しています。



## 終わりに

福祉予算削減をめざしているとしか読みとれません。対等な関係も契約も真っ赤に咲いた徒花だったようです。

これから介護保険併合の動きが加速するのでしょうか、これまでのような低い所得保障のまでの併合だけは何か阻止したいと考えています。保険という応益負担は障害者、特に幼い頃からの障害者には、不利だからです。まして、介護保険の保険負担を20才からする事に見返りに、介護・障害保険とする戦術は本末転倒でしょう。

# 特定日常生活費等ガイドライン 03/03/18

## 全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員会

### 1. 本ガイドラインの位置付け

- 特定日常生活費及び特定費用(以下、「特定日常生活費等」)の内容については、厚労省より別途通知される予定であるが、この度、本協議会制度・予算対策委員会としての見解を次に示すこととした。
- 本来、特定日常生活費等については、厚労省の通知等を越えない限り各施設で具体的に設定するものであるが、会員施設において具体的にどのように設定すればよいかわからないといった意見が多くあった。本ガイドラインは、そういった会員施設に対応するために作成したものである。
- なお、会員施設がこれらを特定日常生活費等とする場合には、当該施設の重要事項説明書や運営規定等に記載し、予め利用者の同意を得るとともに、施設内に掲示しなければならない。(下線は事務局)

### 2. 特定日常生活費等の基本的考え方

- 特定日常生活費等は、サービス提供の一環として提供されるものであり、かつ日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適當と認められるものに限定される。ただし、あいまいな名目による費用の受領は認められない。また、金額の設定については、実費相当額の範囲内とすること。
- 特定日常生活費等の設定にあたっては、「本来療護施設として基本的に提供すべきサービス」であるかという観点と、一方で利用者の自立支援を考えた場合に、施設側が負担すべきかという観点の両者を、それぞれの施設の状況等も勘案していくことが必要である。

しかし、原則として、運営基準に記された療護施設サービスは、支援費内サービスとして捉える必要がある。

- なお、利用者全員に一律に提供されるもの、日用品費、教養娯楽費については入所者の希望のないものは、特定日常生活費の対象外(=支援費内)となる。
- また、嗜好品等は、サービス提供とは関係のないものであり、利用者から徴収可であるが、「通常必要となるもの」ではないことから、特定日常生活費等とは区別

される。

さらに、これについては消費税の課税対象となりうるが、その考え方は別途、厚労省より通知される予定。

● 個室料等、居室人数等に応じた利用料は、徴収できない(介護老人福祉施設は、ホテルコスト部分が国庫補助対象外のため、徴収可)。

仮に全額自己負担で設置された施設であっても、「自己負担」の考え方には幅があること、徴収の名目が曖昧にならざるをないこと等から、徴収できない。

### 3. 具体的な取扱 (身体障害者療護施設関係)

#### (ア) 支援費に含まれているもの (徴収不可)

※いずれにも、個人希望の場合、入院中・帰省中を除く

- ①おむつ、おむつ洗濯代、おむつ処理代等 (紙オムツも含む)
- ②共用の日用品 (石けん、シャンプー、トイレットペーパー等)
- ③ふとん、エアマット
- ④尿器、ポータブルトイレ
- ⑤利用者全員を対象にしたレクリエーション
- ⑥日常的な洗濯代
- ⑦おやつ代 (利用者全員に供給するもの)
- ⑧利用者の希望等を勘案した入浴、清拭
- ⑨利用者の身体状況、嗜好を考慮した食事の提供 (自助食器も含む)
- ⑩年2回以上の定期健康診断
- ⑪医療消耗品 (継続的に使用するガーゼ、テープ代)
- ⑫通院時の交通費 (協力病院のみ)
- ⑬施設運営経費 (管理費、備品修理代)
- ⑭暖房費、冷房費
- ⑮サービス提供中の事故に備えた保険
- ⑯利用者負担金支払いに当たっての口座自動引き落としによる手数料
- ⑰支援費支給申請に係わる必要な援助
- ⑱行政手続き代行 (国保、社会保険等手続き) etc.



### (イ) 特定日常生活費として徴収可能なもの

※いずれも、利用者の希望に沿う必要がある

- ①被服費
- ②タオル等
- ③歯ブラシ、歯磨き粉
- ④教養娯楽費、利用者に希望を募っての旅行の交通費、及び職員の交通費など(あらかじめ行事計画としての事業計画に盛り込まれている場合は不可)
- ⑤個人的な外出や買い物のための介助料金、ガソリン代 etc.

### (ウ) 特定日常生活費外として、徴収可能なもの

- ①協力病院以外の通院のためのガソリン代、自動車維持費等(ただし、一通りの診療科を指定しておく必要がある)
- ②入所者の強い希望により、遠隔地の医療機関に通院する場合の付き添いのための職員等の人件費相当
- ③通所療護における送迎のためのガソリン代・自動車維持費
- ④特殊な医療用器具等
- ⑤金銭の出納管理
- ⑥個人専用の電化製品の電気代(相当の電力を消費するもの)
- ⑦個人の希望に応じての新聞、雑誌代
- ⑧理美容代
- ⑨私物のクリーニング代
- ⑩贅沢品の購入
- ⑪化粧品
- ⑫所持品保管料(施設内に収まらない場合)
- ⑬コピー代 etc.

以下省略



## 大阪市の事業

施設障害者へのガイドヘルパー派遣は、

### 「全身性障害者(施設入所者)ガイドヘルパー派遣事業」として継続されることになりました

今年4月から大阪市全身性障害者介護人派遣事業が「全身性障害者(施設入所者)ガイドヘルパー派遣事業」にかわりました。

施設入所者へのガイドヘルパー制度は、支援費に移行せず大阪市の単費事業として5つの団体に委託されて継続されています。

【利用対象者】全身性障害者で等級1級の方、大阪市から療護施設等の入所施設に入っている方。基本的に65歳未満の方。

【ヘルパー資格・】ヘルパーは、5つの事業所の中のどこかに登録し、その事業所からの派遣という形をとります。

遠方の施設等、利用者が自分でヘルパーを見つけてそのヘルパーから介助を受ける場合は、これまでのように介護同意書を提出しますが、その場合でも事業者に登録してもらうことになります。

当面は、ヘルパーの資格要件は問いませんが、今後は分かりません。

【外出の制約】通勤・営業活動等の経済活動にかかる外出はだめ。

原則として1日の範囲で用務を終えるもの。

【派遣時間】これまでと同様、51時間/月以内。

【支給額】1,620円/時間

※移動介護の身体介護を伴わない単価と同じ

【費用負担】20歳未満の場合、配偶者、父母又は子のうちで最も所得税額が高い人の所得税額により算定する。

20歳以上の場合は、配偶者又は子のうちで最も所得税額が高い人の所得税額に

よって算定する。

【申請方法】派遣を希望する場合は、申請書を申し出者の居住区役所に提出し、利用者が見つけたヘルパーを利用する場合は、介護同意書と一緒に提出します。

当ライフ・ネットワークも、本事業の委託を大阪市から受け、施設利用者へのガイドヘルパー派遣を継続していくことになりました。

なお、委託の受け入れ先としては、ホームヘルパーの派遣実績が問われることになりましたので、「ヘルプセンター・ホップ」で受けることになりました。

それに伴って、これまで制度が利用できない人と一緒に行ってきた施設入所者外出サービスは、制度が利用できる人は「ヘルプセンター・ホップ」利用できない人は、これまでどおり、ライフ・ネットワーク作業所でボランティアを募って実施していくことになりました。

本事業では、未だに1級に限定されています。

また、知的障害者の施設ガイドは、依然としてできないままとなっています。施設からの外出拡大に向けて今後とも努力していきたいと思います。

ライフネットワーク「施設らくがき帳 No107」より転載しました。 事務局



# 第6回「療護施設と人権」 シンポジウム&全国交流集会

実行委員会事務局長 伊藤崇博  
(丹沢自律生活センター)

**去る** 8月24日(土)から25日(日)に第6回「療護施設と人権」シンポジウム&全国交流集会が神奈川県社会福祉会館にて開催されました。この大会は、療護施設自治会全国ネットワーク(以下、「自治会ネット」)と全国療護施設QOL研究・職員ネットワーク(以下、「職員ネット」)が主催となり、2年に1度行われているものです。過去には大阪市や松山市等でも開催されており、今大会は横浜市にて療護施設入所者・職員及び関係者等285名が集い、「めざせ生活の達人!—契約時代をどう生きるのかー」をテーマに開催されました。

織されました。当時、神奈川県内の療護施設が10施設でしたが、新しい施設も多く、主催団体の存在すら知らない施設もあるという状況でした。

この福祉変革期を乗り切るために、「情報」がキーワードになると考えます。過去の大会を聞くと、他県では施設利用者に情報が伝わらないという状況があるようです。当事者である利用者の方々へ情報を提供するには、職員の協力が前提です。

まずは、実行委員を県内施設の職員有志で組織し、施設利用者の皆さんを巻き込んでいただこうと考えました。そして、施設関係者だけではなく、東海大学の本名助教授や学生、県障害者自立生活支援センターや地域で生活されている障害当事者の方々にも参加してもらい、新鮮な風をたくさん入れてもらうことができました。



**今回** の運営を任せられた神奈川実行委員会は県内の療護施設が一丸となる支援体制のもとで組



**各施設** を会場に毎月行われた実行委員会では、施設見学や懇親会を行い、回を増すごとに輪が広がっていきました。他施設の見学や交流が少ない若い職員、他の入所者や地域の障害者から刺激を受けた施設利用者にとっても貴重な機会となりました。実行委員会を通じて、神奈川県内の療護施設関係者がひとつになれたことは大変価値があり、参加された関係者の皆さんにとっても貴重な財産となったことでしょう。



**一年** 前に組織した実行委員会が最初に取り組んだのは、支援費制度をどう捉えているかという意識調査でした。全国380の療護施設を対象に施設用と居住者用の2種類を作成し、施設用が195件(約50%)、居住者用は2181件の回答を得ました。

詳細については、報告書をお読み頂きたいのですが、同性介助、個室、苦情解決とサービス評価、高齢化、自立支援、重度化等のさまざまな課題が提起されています。

支援費制度に関しては、「措置の時代よりも居住者の権利意識が強まる」、「施設がより開放され、外部機関から

の評価を受けやすい」、「契約外で必要なサービスが提供できない時が心配である」等と答えた施設が多かったようです。居住者の権利意識が強まって困ると施設が判断しているのか、それとも、権利意識が強まって施設全体が変わっていくと期待しているのかは、判断の難しいところです。

因子分析を実施した結果から、「変化への積極的期待」と「変化の新たな課題」に関しては、自治会活動が活発かどうか、重度化対策を施設として実施しているかどうか、選択食があるかどうか等有意差を示す傾向がみられました。このことは、施設で生活する居住者の意識が高いかどうか、また、施設のサービスが充実しているかどうかで支援費制度に対する施設の捉え方が違うことを示しています。変化への積極的な期待をもつ施設は総じて、施設サービスが充実しており、自治会活動が活発であるといえます。「変化への否定的イメージ」に関しては、日課の自由度で有意差を示す傾向がみられました。つまり、日課の自由度が少なく、比較的管理が優先する施設では支援費制度に対して消極的に捉えているということになります。

支援費制度に関しては、各療護施設は様々な捉え方をしているようです。居住者の権利意識を高めたり、施設サービス評価を外部の第三者に実施してもらい、居住者の苦情がなくなるよう

に努力しようとする等、支援費制度を積極的な変化として捉える施設もあれば、消極的な変化として捉え、「サービスの質が低下する」「収入の低下が予想される」等を心配している施設もあります。このような意識を形成する背景には、居住者や施設の経営者・職員の意識がどのようなものであるかが大きく関与していることが今回の調査から明らかになりました。

施設の経営者・職員が積極的に支援費制度を捉えていくには、居住者自身の意識の変化が重要です。このような意識を居住者の中に育てていくのは自治会活動が大きなポイントであることが明らかになりました。自治会活動が活発に展開され、居住者の意識が高まり、これを基礎に施設全体の意識が高まることで、施設がより生活のしやすい場所に変わっていくのだと考えることが妥当だと思われます。

我が国の福祉施策が、施設から地域に移行するなかで、施設はどのような機能を果たすのか、施設が現在のようなサービスを維持でき、更に充実したサービス供給主体となりうるのかといったことに不安を覚えている療護施設居住者が多いということが、今回の調査から浮き彫りにされました。

この度の調査では、東海大学の本名先生をはじめ、データ入力をしていただいた学生さん、仕事が終わった後に夜な夜な集まって分析を担当していた

だいたい職員の皆さんには大変ご苦労をお掛けしました。改めて、お礼を申し上げます。



**今大会** では、過去の大會と装いを変えて、2日間の大会の前日に映画「ナショナル7」の上映と自治会ネット、職員ネットそれぞれの総会を実施しました。

そして、今大会初の試みであったインターネット中継について紹介します。重度身体障害者の方々には、体調等を理由で会場まで来られない方もいます。そういう皆さんに参加してもらうことを目的に企画したものです。

配信は一方通行でしたが、電子メールで質問等を受け付ける体制としました。実際送られた画像は若干粗めだったと思いますが、今回のような静止した画像を送るには十分であったと思います。何よりも、トラブルなく無事配信できたことにホッとしています。

しかし、残念だったのは、配信希望者が当初見込みの半数以下で16箇所だったことです。これは、施設でこれだけの環境を確保できないという現状ではないでしょうか。



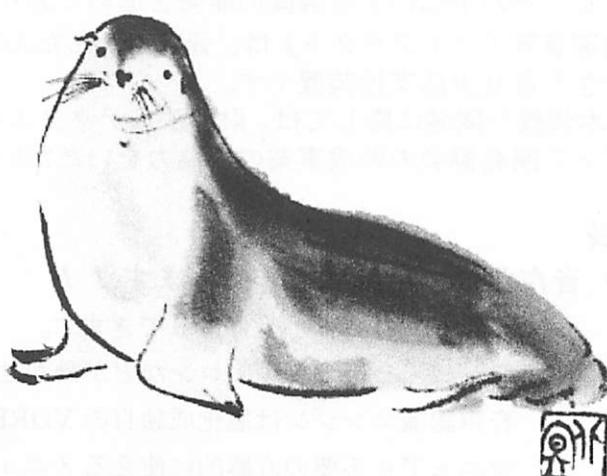
**当日** 利用していただいた方  
から次のようなメール  
をいただきました。「こんにちは。あり  
がとうございました。施設の時間もあ  
るので、断片的ではございますが非常  
に考え深いものがありました。当施設  
でも支援費制度につきましては勉強し  
ているところです。・・・私などは持病  
の喘息をもっておりますので入院をす  
ればどうなるのか、いろいろな問題が

あり考えさせられ、ネットでシンポジ  
ウムを開けたことは嬉しい限りです。  
とにかくありがとうございました。」

参加していた方と何の遜色もない感  
想がメールで送信されるという事実こ  
そがインターネット配信の有用性の証  
ではないかと感じています。今後、さ  
まざまな場面でこのような配信が行な  
われ、施設に入所している方や地域で  
生活されている障害者の方々等の多く  
の方が情報を得やすい環境となるよう  
期待したいものです。

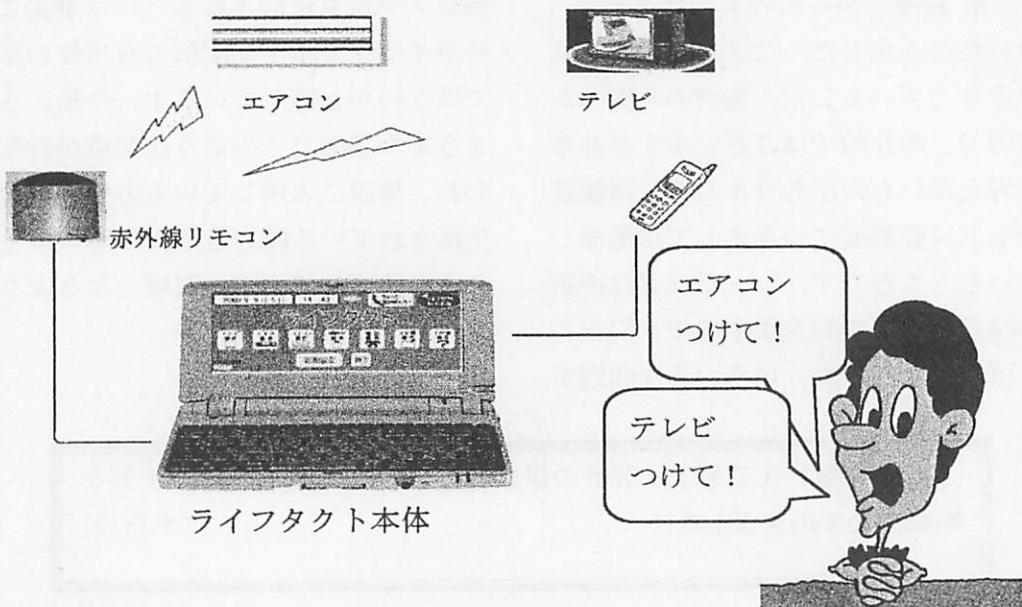
(以下省略)

『福祉労働』97号より著者の伊藤崇博氏の許可を得てその1部を  
転載させて頂きました。 (事務局)



## 環境制御装置「ライフタクト」

旭化成の「ライフタクト」はご本人の自立支援と介護をする方の負担を軽減する環境制御装置です。



### 1. 概要

旭化成は、「住んで楽しく、より安心快適な『くらし』を支援するシステム」をめざし、弊社独自の音声認識技術を利用した、障害者・高齢者の自立した「くらし」をお手伝いする装置の開発を進めております。

環境制御装置『ライフタクト』は、音声でかんたんに、リモコン及び電話を操作できる自立生活支援装置です。

また、本装置の開発に際しては、財団法人テクノエイド協会と財団法人ニューメディア開発協会の助成事業のご協力をいただいております。

### 2. 特長

#### (1) 音声だけで手軽に操作できます！！

電話をかけたり、受けたりできます。

テレビ・ビデオ・エアコンなどが動かせます。

音声認識エンジンは旭化成独自のVOREROを採用。

マニュアル不要の直感的に使えるメニュー。

タッチパネル及び外部スイッチからでも操作可能。

## (2) すぐに、誰でもかんたんに使えます!!

誰の声でも認識します。言葉の登録は一切不要です。

ご家庭にある家電製品を動かせます。

音声認識に関する事前設定が一切不要。(不特定話者対応)

カスタマイズできる機能もあります。(特定話者対応)

### 3. 機能



#### (1) 赤外線で家電製品を操作

テレビ、ビデオ、エアコン、照明を声で簡単に操作

学習リモコン機能つき

(テレビ3件、ビデオ3件、エアコン6件、その他20件)

#### (2) ハンズフリー電話

お名前から、または番号で電話がかかります

赤外線及びその他の操作中でも受話できます

30件登録可能の電話帳つき

#### (3) お助け電話

事前に設定した1箇所にひと声で電話がかかります

#### (4) 音声メモ

最大5件作成できます (1件につき約10秒の音声録音可能)

通話中でも音声メモが作れます

自動日時スタンプ機能つき

<価格> 35万円 (1セット本体価格消費税別途)

<お問い合わせ先>

旭化成テクノシステム株式会 営業部 田村、土井

〒130-6591 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト17F

TEL(03)5610-5182 FAX(03)5610-5183 URL : <http://www.a-ts.jp>

# 新聞記事から

## 秋田市議選、障害者施設長と職員を投票偽造容疑で逮捕

——県警取締本部／秋田

2003/05/01 読売新聞

△入所者分、勝手に記入か——県内初

県警の統一地方選取締本部と秋田臨港署は29日夜、障害者施設入所者の不在者投票用紙に勝手に候補者の氏名を記入したとして、秋田市保戸野原の町、障害者施設「ほくと」施設長、菅原継昭(67)と井川町井内杉ヶ崎、同施設職員、菅生兼人(48)の両容疑者を公選法違反(投票偽造)容疑で逮捕した。投票偽造容疑での逮捕者は県内初。同本部などは、氏名を書かれた候補者が事件に関与していたかについても調べている。【福永方人】

調べでは、両容疑者は共謀して23日、ほくとで実施された秋田市議選(27日投票開票)の不在者投票で、秋田市選管から交付された投票用紙40枚のうち、自ら記入するのが困難な入所者など数人分について、本人の意思を確認せずに特定の男性候補者1人の氏名を記入した疑い。菅原容疑者は不在者投票管理者、菅生容疑者は投票立会人を担当していた。

事件は秋田市選管の通報で発覚した。同選管によると、不在者投票実施後の25日、

投票前に同市内の病院に入院した入所者から投票の請求があったため選挙人名簿を調べてみると、この入所者は「不在者投票済み」となっていた。両容疑者に確認したところ、本人が記入したものではないことを認めたため、同日夜に警察に通報したという。

同選管は26日、この入所者の意向に基づいて病院で投票を実施、ほくとの1票は「不受理」扱いとした。

同選管の中川勉事務局長は「正当な選挙権を奪う許せない行為。信頼を裏切られ、本当に残念だ。今後、同様の不正が起きないように対策を検討したい」と話している。

ほくとは99年3月、不在者投票施設に指定された。同市議選で落選した前市議が次長を務めている。(毎日新聞)

## 電動車いす事故209件 歩行者としてルール厳守を

2003/04/24

(共同通信)

電動車いすの交通事故が昨年1年間で209件に上り、5年間で1.6倍に増加していることが24日、警察庁のまとめ分かった。

障害者だけでなく高齢者の利用も増え普及が進んでいることに伴った結果で、同庁は安全利用マニュアルを作り「必ず歩道を通行するなど歩行者として交通ルールを守ってほしい」と呼びかけている。

まとめによると、昨年電動いすを利用中

に死亡したのは8人(前年比3人減)、けがをしたのは198人(同8人増)。また交通事故に含まれないが、自分で土手から落ちたりして5人が死亡、7人がけがをした。

1997年から5年間に起きた計1032件をみると、死者の約96%、負傷者でも70%近くを65歳以上の高齢者が占めた。また道路横断中の事故が最も多く、全体の56%に上った。(共同通信)

## NTTドコモ 携帯電話の障害者割引制度を実施

<http://www.nttdocomo.co.jp/new/contents/03/whatnew0508b.html>

NTTドコモ及びNTTドコモグループ8社は、携帯電話が障害者の方々の行動範囲を広げ、コミュニケーションを豊かにするツールとして幅広くご利用いただいていることから、更なる社会参加の一助としてご利用いただけるよう、携帯電話の基本使用料等が割引になる、「ハーティ割引(ふれあい割引)」の提供を開始することについて、本日、総務大臣に届出を行いました。

### 「ハーティ割引(ふれあい割引)」の概要

#### 1. 割引対象サービス

携帯電話(mova、FOMA)、パケット(デュアルサービスのライトプラン)(※)

のみ)

#### 2. 割引内容

- (1) 基本使用料 50%割引
- (2) 付加機能使用料(iモード使用料、留守番電話サービス使用料等) 50%割引

※基本使用料割引後も無料通話分は減額されません。

※いちねん割引等の基本使用料の割引サービスとの併用はできません。

ただし、ファミリー割引の回線数としてカウントされます。

※新規契約と同時に申込みになる場合は、契約事務手数料が無料になります。

### 3. 割引対象となるお客様

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けてい  
る方  
※本割引サービスのご利用にあたっては、  
お申込みが必要です。  
※割引対象となるのは、ドコモグループで  
1契約者1回線までです。

### 4. 実施時期 (1)受付開始 2003年8

月21日(木)より  
(2)適用開始 2003年9月1日(月)よ  
り【10月請求分より】  
※ただし、契約事務手数料無料は8月21  
日(木)より適用を開始いたします。  
※9月末までの受付分は9月1日までに  
遡って適用いたします。

### 5. お申込受付窓口

全販売チャネル  
※ただし、一部販売店では携帯電話の新規ご契約との同時申込みのみの受付とな  
ります。

療護施設自治会全国ネットワーク機関誌『あした』No43

編集者 :『療護施設自治会全国ネットワーク』事務局  
連絡先: 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-1-7  
東京都清瀬療護 大島由子 気付  
TEL.0424-93-3235(施設) FAX.0424-93-3234(施設)  
E-mail kiyose@air.email.ne.jp(施設)

郵便振替:

『療護施設自治会全国ネットワーク』00180-0-715838

発行所

157-0073

東京都世田谷区砧6-26-21

障害者団体定期刊行物協会  
定価100円

# 療護施設自治会全国ネットワーク